糸島市補助金設計書

所管課 人権・男女共同参画推進課

補助金名称	人権・同和教育推進校区事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
	糸島市人権・同和教育推進補助金交付規程、糸島市人権・同和教育推 進協議会規約、部落差別解消推進法

【長期総合計画体系】

基本目標2_人と人がつながり助け合うまちづくり

政策 3 _ 男女共同参画・人権・多文化共生

施策②_人権が尊重される社会の推進

1 補助の目的

中学校区単位で、小学校と中学校の連携及び学校と地域の連携を図り、校区が一体となっ て子どもたちの生きる力を育み、人権・同和教育の推進により、同和問題をはじめとする 様々な人権問題の解決を図る。

2 成里指煙

<u> </u>	<u> ~ 10</u>	"[]苏				
指標	1)	連携事業の充実、	小中校連携会		年間)	
目標们	直(1)	16		(単位)		

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

各中学校区単位で実施される人権・同和問題啓発・教育事業(例えば小学校(6年生担当)と中 学校との連携、小学校と地域の見守り活動等の連携、人権フェスタ等) 【補助対象者】

中学校区事業(代表:各中学校長)

4 補助対象(外)経費 【補助対象経費】

・研修費・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料

【補助対象外経費】

上記以外

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 100 % 又は 分の 【補助限度額】 1,468,000

【積算根拠ほか】

積算根拠:補助対象経費における活動に要する経費

※人権・同和教育推進校区事業は、糸島市人権・同和教育推進協議会規約第6条で学校人権・ 同和教育研究委員会の中学校校区単位で推進する事業であり、本市の人権・同和教育の推進に 公益性が高く、市の施策に必要なものであり、同規約第9条で市同協の経費は、市費及びその他 の収入を持って充てるとしているが自主財源はなく、補助率の例外を適用しなければ、補助目的 を十分に実現できないため。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

年度